

きよみ野地区地区計画

当初決定：平成6年1月14日

最終変更：平成15年2月28日

区分の名称		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区		
区分の面積		42.2ha	6.7ha	5.0ha	4.7ha	4.0ha		
地区整備に 関する 事項 備考	建築物等の用途の制限	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> A地区 B地区 </div>		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院 (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 自動車教習所、畜舎 (5) 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。）			
	建築物の敷地面積の最低限度			150㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合 (2) 現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合				
	壁面位置の制限			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（緑道を含む。）境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（緑道を含む。）境界線までの距離は1.5m以上でなければならない。			
	建築物等の高さの最高限度			<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> A地区 B地区 </div>		20m以下とする。	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> D地区 E地区 </div>	
	建築物等の形態又は意匠の制限			屋外広告物や外壁、屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとすることによって、良好な居住環境の形成に努める。				
	かき又はさくの構造の制限			道路（緑道を含む。）に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。 ただし、門柱・門扉その他これらに類するものについては、この限りでない。				
	備考							

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地としての環境が損なわれないように規制、誘導し、適正な土地利用を図り、人と自然が調和する街並みを形成するため。